

九州大学理事の選考等に関する規則

平成16年度九大規則第72号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成17年11月7日

(趣旨)

第1条 この規則は、理事の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長が選考する。

2 総長は、前項の規定により理事を選考するに当たっては、九州大学に所属する職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 総長は、理事を選考したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(選考の時期)

第3条 理事の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事の任期が満了するとき。
- (2) 理事が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事が欠員になったとき。

(任期)

第4条 理事の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。ただし、当該理事への就任時における総長の任期の終期を超えることはできない。

2 理事は、再任されることができる。

(解任)

第5条 総長は、理事が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第16条の規定により理事となることができない者に該当するに至ったときは、その理事を解任しなければならない。

2 総長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、その理事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、総長は、理事の職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、その理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、その理事を解任することができる。

4 総長は、前3項の規定により理事を解任したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、理事の選考等に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される理事は、この規則に基づき選考されたものとみなす。

附 則（平成17年度九大規則第12号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。